

院外検体検査業務仕様書（食養科）

1 対象検査項目

No.	検査項目名称
1	病原性大腸菌
2	消化器検体
3	大腸菌群
4	一般細菌数(生菌数)
5	ノロウイルス抗原(EIA)
6	ノロウイルス RT-PCR

※上記検査項目のうち、No. 1と2、No. 3と4については同一の委託先での検査を行う。
No. 5とNo. 6に関しては、何れかのより低価格なもので検査を行う。

2 基本的運用方針

(1) 医療の質の向上

ア 院外検体検査について、外部検査所への検体搬入時間を考慮し、最も適切な集荷時間を設定すること。

① 院外検体検査に関する情報を、正確に、かつ、速やかに提供すること。

イ 個人情報については、法令に従って適正に取扱うこと。

① 個人情報は、宇和島市個人情報保護条例に従って適正な取扱いを行うこと。

(2) サービスの向上

ア 検査報告速度の向上に努めること。

① 食養科からのクレーム及び相談には、真摯かつ的確に対応すること。

②トラブル発生に関するデータ収集を行うこと。

(3) 病院経営の効率化

ア 定期的に費用状況を把握し、適切な助言及び改善提案を行なうこと。

イ 必要時には、適正な価格提示を行い、契約更改を実施すること。

3 詳細事項・注意事項

主な業務内容及び注意事項は下記のとおりとする。下記の業務内容は変更する可能性がある。

(1) 集荷体制

①集荷は、検査実施場所・病院機能を考慮し最適な集荷時間を設定すること。

(2) 報告体制

①緊急の依頼には、FAX等による連絡を行なうこと。

4 個人情報保護・秘密の保持

(1) 個人情報保護の取扱い

①業務上知り得た個人情報について、宇和島市個人情報保護条例に従って適正な取扱いを行うこと。

(2) 個人情報保護の教育・研修

①事前に個人情報保護に関する教育・研修を受けること。

(3) 秘密の保持

①業務上知り得た業務内容及び秘密を他に漏らしてはならない。

5 検査・監督

(1) 検査・監督

①病院から業務の進捗状況の提出要求、業務内容の検査実施要求、業務の実施に係る指示があった場合は、それらの要求及び指示に従うこと。

②受託者は適正な検査実施基準により依頼項目の検査を行うこと。

(2) 検体の取扱い

①委託者は検査の依頼項目、検査材料、採取方法、数量等必要事項を受託者が定める依頼様式に記入し、これを検体に添付して交付すること。

②検体は適正な方法で保存し、良好な状態で受託者指定の検体容器により交付すること。

③交付を受けた検体は、本契約に定める検査の目的にのみ使用すること。

(3) 業務改善

①業務遂行について病院が不相当であると判断した場合は、直ちに改善の措置を講ずること。

(4) 免責事項

①適正な検査実施基準に基づく本検査の実施において、検体の状態、または検査の技術的限界、その他受託者の責めに帰すべからざる事由により、検査結果に過誤が生じたときは受託者は免責される。

6 事故発生時の報告・対応

(1) 事故発生時の報告

①業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちに病院に報告すること。

(2) 事故発生時の対応

① 事故発生時の対応方法を定めておくこと。

② 緊急時の連絡体制を定め、求めがあった場合、病院に提出すること。

7 反社会的勢力の排除

① 委託者・受託者共に相手方に対し本契約締結時に自ら(法人の場合は代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当し

ないことを確約する。

- ② 委託者・受託者共に相手方より前項の該当性の判断のために調査を要すると判断された場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提供しなければならない。
- ③ 委託者・受託者共に本契約締結期間中、自らまたは第三者を利用して相手方に対し次の行為を行わないことを確約する。
 - ア. 相手方に対する脅威的な言動または暴力を用いる行為
 - イ. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- ④ 委託者・受託者共に相手方が本区分①及び③に違反した場合、催告することなく本契約を解除することができる。
- ⑤ 委託者・受託者共に本区分の規定により本契約を解除した場合には、相手方に対しこれによる損害を賠償する責めを負わない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、病院と業務受託者で協議のうえ決定する。